

■確定申告、町民税・県民税の申告が必要な方

◆所得税の確定申告が必要な方

平成27年中（平成27年1月1日～12月31日）に、次の所得等があった方

- ① 商業・工業・農業等の事業、不動産などの所得があった方
- ② 土地・建物等・株式等の資産譲渡による所得があった方
- ③ 給与所得者で、次のいずれかの項目にあてはまる方
 - ・給与の収入金額が、2,000万円を超えた方
 - ・2カ所以上から給与を受けている方
 - ・給与所得、退職所得以外の各種所得の合計額が、20万円を超える方
(例) 年額20万円を超える不動産、配当、原稿料など各種所得があった場合

◆所得税の確定申告をすれば税金が戻ることがある方

次のいずれかにあてはまる方は、確定申告をすることで所得税が戻ってくる場合があります。

- ① 給与所得者で、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けられる方
- ② 給与所得者で、年途中で退職した後就職しなかった方で年末調整を受けていない方
- ③ 予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方

◆町民税・県民税の申告が必要な方

平成28年1月1日現在、下諏訪町に住居登録の有無にかかわらず居住しており、確定申告が必要ない方で、次のいずれかにあてはまる方

- ① 給与所得者で、給与以外の所得で20万円以下の各種所得がある方
- ② 内職・パートなどの収入のある方で、事業所から給与支払報告書が下諏訪町に提出されていない方
- ③ 公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方で、町民税・県民税の各種控除を受けようとする方
- ④ 国民健康保険の加入者、児童扶養手当の受給者、県営住宅入居者など、所得証明が必要となる見込みのある方

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111 (内線231・232・233)

《確定申告書の提出先》 諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22
 《確定申告に関する問い合わせ》 諏訪税務署 個人課税部門 電話52-1390 (自動音声案内)

平成27年度 中学生の“税に関する作文・標語コンクール”

諏訪税務署、諏訪地方事務所、町、関東信越税理士会、諏訪納税貯蓄組合連合会では、租税教室の一環として、中学生を対象に平成27年度「税に関する作文・標語」を募集しました。入選された皆さんの作品を紹介します。詳しくは下記までお問い合わせください。

【作文の部】 (応募数78点)

○諏訪納税貯蓄組合連合会長賞

下中3年 吉木 涼香さん 「税金と私たちの未来について考える」

○町長賞

下中3年 亀井 景斗さん 「税金について」

下中3年 丸山 未来さん 「増税について」

【標語の部】 (応募数393点)

○町長賞

下中1年 林 慶美さん 「税金は町の未来の1ピース」

下中2年 百瀬 楓馬さん 「将来はあなたの税で変えられる」

下中3年 松澤 優さん 「納税は住み良い社会の第一歩」

社中2年 川島 宝之伽さん 「住み良さをみんなの税で生みだそう」

社中3年 廣田 昂大さん 「その税はよりよい町をつくる種」

社中3年 中村 有希さん 「税金は明るい未来をつなぐ橋」

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111 (内線231)



所得税の確定申告 町民税・県民税の申告 相談が始まります



申告準備は
お早めに!



平成27年分の所得税の確定申告と町民税・県民税の申告相談が平成28年2月16日(火)から始まります。毎年、申告期限が間近になりますと各会場が大変混雑し、十分相談することができなかつたり、長時間お待ちいただく場合がありますので、申告はできるだけ早めに済ませていただくようご協力をお願いいたします。なお、申告期限は平成28年3月15日(火)です。

【平成27年分 申告相談 日程一覧】

会場	日程	時間
諏訪税務署	2月16日(火)～3月15日(火) 還付申告は申告期間前でも受付しています	午前9時～午後5時
町庁舎講堂(4階)	2月16日(火)～3月15日(火) 還付申告のみ2月12日(金)・15日(月)より受付します	午前9時～正午 午後1時～4時

【確定申告書作成指導会～税理士会諏訪支部主催～】

税理士による確定申告相談を次の日程で行います。

会場	日程	時間
町庁舎講堂(4階)	2月16日(火)～19日(金)	午前9時～正午 午後1時～3時

※税務署・町役場ともに土曜日・日曜日はお休みです。

また、お昼休み(正午から午後1時)は受付できません。

※申告相談期間中は、町庁舎2階税務課、町庁舎4階講堂に諏訪税務署宛投函箱をご用意しますので、提出のみの場合はご利用ください。

※次の方は計算等相談内容が複雑なので、町庁舎講堂ではお受けできません。

- ◆青色申告の方 ◆資産の売却や交換をした方
- ◆住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ◆事業所得、農業所得、不動産所得及び雑所得を有する方のうち前年分の所得金額が300万円超の方
- ◆所得税、町民税・県民税以外の申告(贈与税、消費税)をされる方

【申告相談の際 お持ちいただくもの】

- ◆印鑑(認印可)
- ◆所得の証明となる書類
(例) 給与・公的年金等の源泉徴収票(複数箇所から支払を受けている場合はすべての源泉徴収票)
収支内訳書(営業・農業・不動産所得のある方)
- ◆控除の証明となる書類
(例) 医療費の領収書および集計表(領収書は必ず人別・病院別に区分けし、集計をお願いします)
生命保険・地震保険料控除証明書、身体障害者手帳など
- ◆預金通帳等口座情報が分かるもの
- ◆前年分の申告書・収支内訳書の控え



※確定申告書や町民税・県民税申告書が送付された方は併せてご持参ください。